指定短期入所生活介護 指定介護予防短期入所生活介護 運営規程

社会福祉法人 たちばな会 ショートステイセンター 天王森の郷

目 次

| 第 | 1 | 章 | j | 総 | 則 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | <u>~</u> ° | _ | ジ | |
|-------|---|----|-----|----------|--------|-----|--------------|------------|------------|------------|----------------|------|-------------|---------|----------------|---------|---------------|----|----|----|---|----|------|----|----------|----|------------|-----|--------|---|
| | 第 | 1 | 条 | | 事 | 業 | 目 | 的 | | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 1 | | |
| | 第 | 2 | 条 | | 運 | 営 | 方 | 針 | | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 1 | | |
| | 第 | 3 | 条 | | 事 | 業 | 所 | 0) | 名 | 称 | 等 | | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 1 | | |
| | 第 | 4 | 条 | | 利 | 用 | 定 | 員 | | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 1 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第 | 2 | 章 |] | 職 | 員 | 及 | び | 職 | 務 | 分 | 掌 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 第 | 5 | 条 | | 職 | 員 | の | 区 | 分 | • | 員 | 数 | • | 及 | び | 職 | 務 | 内 | 容 | | | • | • | • | • | • | • | 2 | \sim | 3 |
| 绺 | 3 | 舎 | - | £⊓ | Ħ | 耂 | 1.7 | 狃 | す | ス | 烂 | 宗 | 絔 | 甘田 | 7 | 댦 | 儿: | 汘 | 企 | 護 | # | _ | I~I\ | フ | σ | 内 | 숬 | 774 | アド | |
| h | J | 宁 | | | 用 用 | | (_ | Λij | 9 | <i>ا</i> | 1日 | Æ | 小江 | 刔 | <i>/</i> \ | 121 | 工. | 1口 | ハ | 吱 | 9 | | L | ^ | V | ΥJ | 台 | IX. | 0. | |
| | 笜 | G | | | | | 石 | 怞 | ス | 記 | 生: | 汘 | 介 | 誰 | σ | 内 | 灾 | | • | | | | | | • | • | | 2 | \sim | 1 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | \sim | |
| | Ж | ' | 木 | | 1日 | Æ | 心心 | ற | 八 | 121 | 工 | 1口 | ハ | 吱 | V | 小山 | Л | 17 | 汉 | U. | 又 | 14 | IJ | 14 | | | | 4 | | J |
| 第 | 4 | 章 | | 運 | 営 | に | 関 | す | る | 事 | 項 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 第 | 8 | 条 | | 指 | 定 | 短 | 期 | 入 | 所 | 生 | 活 | 介 | 護 | (T) | 利 | 用 | 契 | 約 | | | • | • | • | • | | • | 6 | | |
| | 第 | 9 | 条 | | 個 | 別 | 援 | 助 | 計 | 画 | 0 | 作 | 成 | 等 | | | • | • | • | • | | • | • | • | • | • | • | 6 | | |
| | 第 | 10 | 0 弇 | Ž | + | ナ - | – } | _n | ス技 | 是信 | 共言 | 己釒 | 录(| の言 | 己重 | 鈛 | | | • | • | | | | • | • | • | • | 6 | | |
| | 第 | 1 | 1 | Ę | 芝 | 医足 | 10 | り多 | 医加 | 包包 | <u>又</u> 掉 | 或 | | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 6 | | |
| | 第 | 15 | 2 弅 | Ę | 4 | ナー | – ł | <u>_</u> " | ス禾 | 刊声 | 用し | こと | あり | と、 | o ~ | T 0 | り目 | 習意 | 意画 | 事马 | 頁 | | | • | • | • | • | 7 | | |
| 笜 | 5 | 舎 | | 再又 | 刍 | 吽 | 1.7 | セ | <i>ì</i> + | ス | ?;} | 占 | + | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 'n | | | 3 条 | • | | | | | | | - | | | | Ŀ シ | ±. | | | | | | | | | | | | 7 | | |
| | 夘 | 1, | o A | < | À | 伶 元 | <u>Σ</u> ′ Η | 寸(| ∟ 4 | 3 (|) (| S) X | ij <i>p</i> | いノ | /J 1. | <i></i> | | | · | Ī | | Ī | · | Ī | | · | · | ' | | |
| 第 | 6 | 章 | ; | 非 | 常 | 災 | 害 | 対 | 策 | 及 | び | 感 | 染 | 症 | 対 | 策 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 第 | 1 | 4 弅 | ۲ | ま | 卡乍 | 常分 | 泛音 | 车之 | 计分 | 稅 | | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 7 | | |
| | 第 | 1 | 5 条 | <u> </u> | 愿 | 戍 彡 | 华组 | 定文 | 付 笋 | 钜 | | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 8 | | |
| 第 | 7 | 章 | , | 虐 | 待 | 防 | 止 | に | 向 | け | た | 体 | 制 | 等 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| . , , | | | 6 第 | | | | | | | | | | | | | • | | • | | | | | | | | | | 8 | | |

| 第 | 8 | 章 | 生 | 産性向上に対 | する | 5 取 | 紅組 | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|----|---|--------|----|-----|----|----|----|-----|----|----|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 第 | 17 | 条 | 生産性向上 | に対 | す | る耳 | 反糸 | 1 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 8 |
| 第 | 9 | 章 | そ | の他運営に関 | する | る事 | 耳項 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 第 | 18 | 条 | 衛生管理及 | び従 | 事 | 者领 | 等の | つ仮 | 建 厚 | 医管 | 新型 | 里 等 | 至 | | • | • | • | • | • | 9 |
| | 第 | 19 | 条 | 秘密保持等 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 9 |
| | 第 | 20 | 条 | 苦情処理 | | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 9 |
| | 第 | 21 | 条 | 損害賠償 | | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 9 |
| | 第 | 22 | 条 | 記録の整備 | | • | • | • | • | • | • | • | | • | • | • | • | | • | • | 9 |
| | 第 | 23 | 条 | 法令との関 | 係 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 9 |

第1章 総 則

(事業目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人たちばな会(以下「本会」という。)が開設するショートステイセンター天王森の郷指定短期入所生活介護事業所及び指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下「事業所」という。)が行う指定短期入所生活介護の事業(以下「短期事業」という。)及び指定介護予防短期入所生活介護の事業(以下「予防事業」という。)の適正な運営確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護師、准看護師等の看護職員、介護職員、機能訓練指導員(以下「従業者」という。)が、要介護状態又は経過的要介護状態及び要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定短期入所生活介護事業及び指定介護予防短期入所生活介護事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の従業者は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者等に対し、要介護者及び要支援者等の心身の特性を踏まえ、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。
 - 2 利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがあり又、緊急等やむを 得ない以外、原則として利用者に対し身体の拘束は行わない。
 - 3 事業実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの 綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりする。
- (1) 名 称:ショートステイセンター 天王森の郷
- (2) 所在地:横浜市泉区和泉町733番地

(利用定員)

第 4 条 事業所の利用定員は短期事業サービスと予防事業サービスを合わせて、 7 人とする。但し、本体の特別養護老人ホームに空床があり当該空床の利 用が可能な場合は、短期事業及び予防事業に利用できるものとする。

第2章 職員及び職務分掌

(職員の区分、員数、及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1)管理者 1名(常勤兼務)

管理者は、事業所の従業員の管理及び常務の管理を一元的に行う。

(2)従業者

従業者は、短期事業及び予防事業の業務にあたる。

・生活相談員 常 勤 4名(常勤専従1名、常勤兼務3名) 生活相談員は、事業所に対する短期事業サービス及び予防事業サービ スの利用申し込みにかかる調整、従業者に対する相談助言及び技能指

導を行い、また他の従業者と協力してサービス計画書の作成等を行う。

介護職員 常 勤 46名(常勤兼務)

非常勤 27名(非常勤兼務)

介護職員は短期事業サービス及び予防事業サービスの提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行う。

看護職員 常勤 2名(常勤兼務)

非常勤 9名(非常勤兼務)

看護職員は短期事業サービス及び予防事業サービスの提供にあたり 利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行 う。

介護エイド 常 勤 1名(常勤兼務)

非常勤 4名(非常勤兼務)

利用者の身体介護以外の業務に従事する。

(3)管理栄養士 1名(常勤兼務)

管理栄養士は短期事業及び予防事業の提供にあたり利用者の給食管理、 栄養指導を行う。

(4) 医 師 1名(非常勤兼務)

医師は短期事業サービス及び予防事業サービスの提供にあたり利用者の 診療及び保健衛生の管理指導を行う。

(5)機能訓練指導員

1 名 (常勤兼務)

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

第3章 利用者に対する指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護) サービスの内容及び利用料

(指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の内容)

第6条 短期事業サービスの内容は、指定居宅介護支援事業者または利用者本人 等の作成した居宅サービス計画書に基づいて、次に掲げるもののうち必要 と認められるサービスを行うものとする。

予防事業サービスの内容は、担当の包括支援センターもしくは委託を受けた居宅介護支援専門員また利用者本人等の作成した介護予防サービス支援計画書に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

ただし、居宅サービス計画書又は介護予防サービス支援計画書が作成されていない場合は、次に掲げるもののうち、本会と利用者との相談(確認)によって選定し、サービスを行うものとする。

(1) 身体の介護に関すること

日常生活動作の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

- ア. 排泄の介助
- イ. 移動、移乗の介助
- ウ. 通院等の介助その他必要な身体の介護
- (2)入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴 サービスを提供する。

- ア. 衣類脱衣の介助
- イ. 身体の清拭、洗髪、洗身
- ウ. その他必要な入浴の介助
- (3)食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。

- ア. 準備、後始末の介助
- イ. 食事摂取の介助

- ウ. その他必要な食事の介助
- (4) アクティビィティ・サービスに関すること

利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送ることができるような生活援助(支援)や家庭での日常生活に必要な基礎的なサービス(訓練)及び機能低下を防ぐために必要な訓練を行う。また、利用者の身体的、精神的な疲労、気分転換が図れるよう各種サービスを提供する。

- ア. レクリエーション
- イ. グループワーク
- ウ. 行事的活動
- 工. 体操
- 才. 機能訓練
- カ. 休養(養護)
- (5) 送迎に関すること

障害の程度、地理的条件、その他の理由により送迎を必要とする利用者 については必要な支援、サービスを提供する。

- ア. 移動。移乗動作の介助
- イ. 送迎
- (6) 相談、助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。

- ア. 日常生活動作訓練の相談、助言
- イ. 常生活自助具の利用方法の相談、助言
- ウ. 住宅改良に関する相談、助言
- エ. その他必要な相談

(指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の

利用料等及び支払いの方法)

- 第7条 短期事業サービス及び予防事業サービスを提供した場合の利用額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該短期事業サービス及び予防事業サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割とする。
 - 2 第11条による通常送迎の地域を越えて行う短期事業及び予防事業の交通費は、その実費分を徴収する。送迎の実施区域から片道おおむね5km単位につき1900円
 - 3 施設は、利用者負担段階に順ずる食費と滞在費を徴収する。

4 短期事業サービス及び予防事業サービスにかかる食費については、次の額を徴収する。

食 費 (朝) 400円(昼) 630円(夕) 560円

5 次の各号に定める介護保険給付対象外サービスについては、利用者の希望 により提供し、その料金を徴収する。

下記項目の金額については別紙料金表を参照

- ・特別な食事(牛乳・ヨーグルト・濃厚プリン等 利用者希望)
- ・おやつ代 (利用者希望)
- · 理美容代 (利用者希望)
- ・行事食(利用者希望)
- 行事代 (利用者希望)
- ・日用品費 (ティッシュ・歯ブラシ・口腔ブラシ・入歯洗浄剤等 利用 者希望)
- ・クラブ活動レクレーション (材料費等:書道・折り紙・ちぎり絵等)
- 協力病院外の通院交通費
- 電話代
- · 電気代(私物電気製品)
- ・出張代行費用 (利用者希望個別対応のもの)
- 複写物
- ·写真代(利用者希望)
- ・画像データ (利用者希望時)
- ・その他 (個人にかかる費用等)
- 6 第1項から第6項までの費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその 家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名(記 名押印)をうけるものとする。
- 7 短期事業サービス及び予防事業サービスの利用料等は、本会の定める期日 (毎月 27 日)までに、利用料等を金融機関口座振込等により納付するもの とする。

第4章 運営に関する事項

(指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の利用契約)

第8条 本会は、短期事業サービス及び予防事業サービスの提供の開始にあたり、 利用者及び家族等に対して短期入所生活介護サービス利用契約書及び介護 予防短期入所生活介護サービス利用契約書の内容に関する説明を行った上 で、利用者又はその家族と利用契約を締結するものとする。ただし緊急を 要すると管理者が認める場合にあっては、利用契約の締結はサービスの開 始後でも差し支えないものとする。

(個別援助計画の作成等)

- 第9条 事業所は、居宅サービス計画書及び介護予防サービス支援計画書がたて られている場合はその計画に基づいて、利用者の心身機能の状態に応じた 当該サービスの短期入所生介護計画及び介護予防短期入所生活介護サービ ス計画書を作成し、利用者、家族に説明する。
 - 2 事業所は、個別援助計画に記載されたサービスを実施し、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

(サービス提供記録の記載)

第 10 条 従業者は、短期事業サービス及び予防事業サービスを提供した際には、 その提供日及び内容、当該短期事業サービス及び予防事業サービスについ て、介護保険法第 4 1 条第条 6 項または法第 5 3 条第 5 項の規程により、 利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用 者が所持するサービス提供記録に記載するものとする。

(送迎の実施区域)

第 11 条 通常の送迎の実施区域は、泉区、戸塚区、瀬谷区(宮沢、南瀬谷、下瀬谷、阿久和南台)、栄区(笠間3丁目、4丁目、田谷、金井)、旭区(善部町、柏町)、藤沢市(高倉・長後・西俣野・湘南台・亀井野・立石・白旗・みその台・花の木、下土棚、土棚、石川、遠藤、菖蒲沢、大庭、善行)、鎌倉市(関谷)、大和市(下和田・上和田)、綾瀬市(上土棚)の区域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第 12 条 利用者は短期事業サービス及び予防事業サービスの提供を受ける際に 次の事項について留意するものとする。
 - サービス利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
 - ・ 飲酒については施設では禁止、喫煙は所定の場所でお願いする。
 - ・ 火気の取扱いは、原則施設持込み禁止とするが、ライター等は施設側に預けていただく。必要な都度お渡しする。
 - ・設備・備品の利用は、供用のものですので丁寧にご利用いただく。
 - ・ 所持品・備品等の持ち込みは、個人所有の品については個人名を油性マジックで必ず書いていただく。
 - ・ 金銭・貴重品の管理は、原則、施設内には持ち込まないでいただく。
 - ・ ペットの持ち込みは、施設内禁止とする。
 - ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
 - ・ 他の利用者への迷惑行為は禁止する。

第5章 緊急時における対応方法

(緊急時における対応方法)

第 13 条 従業者等は、短期事業サービス及び予防事業サービスを提供中に、利用者の病状等の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならならない。

第6章 非常災害対策及び感染症対策

(非常災害対策)

第 14 条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。また、非常時体制での早期の業務再開を図るために業務継続計画を策定し、それに基づき研修及び訓練を実施する。

(感染症対策)

第 15 条 感染症の発生および蔓延防止のため、月 1 回の感染対策委員会の開催、 業務継続計画の策定、感染症の発生および蔓延防止のための指針の整備、 業務継続計画に基づく研修の開催、訓練の実施を行う。

第7章 虐待防止に向けた体制等

(虐待防止対策)

- 第 16 条 管理者は、虐待発生に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、これらの措置を適切に実施するための選任の担当者とする。
 - (1)施設では、虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。
- (2)虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、 虐待等の相談・報告体制・虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止 策の検討等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会 と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。
- (3)職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

第8章 生産性向上に対する取組

(生産性向上に対する取組)

第 17 条 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するために生産性向上委員会を設置し、三ヶ月に 1 回委員会を開催する。1 年に 1 回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を厚生労働省等に行う。

第9章 その他運営に関する事項

(衛生管理及び従業者等の健康管理等)

- 第 18 条 事業所は、短期事業サービス及び予防事業サービスに使用する備品を 清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理には十分留意する ものとする。
 - 2 事業所は、従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとと もに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(秘密保持等)

- 第19条 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
 - 2 事業者は、従業者であったものに、業務上知り得た利用者または家族の 秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を 保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第 20 条 管理者は、提供した短期事業サービス及び予防事業サービスに関する 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を 3 名置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家 族に説明するものとする。

(損害賠償)

第 21 条 本会は、利用者に対する短期事業サービス及び予防事業サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(記録の整備)

- 第 22 条 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、 その他必要な帳簿を整備するものとする。
 - 2 事業所は、利用者に対する短期事業サービス及び予防事業サービスの提供に関する諸記録を整備し、その実施日から5年間保存する。

(法令との関係)

第 23 条 この規程の定めにないことについては、厚生省令並びに介護保険法の 法令に定めるところによる。

附則

この規定は、平成13年 3月 1日より施行する。 (第1回改正) 平成13年 8月 1日より施行する。 (第2回改正) 平成13年11月 1日より施行する。 (第3回改正) 平成14年 1月15日より施行する。 (第4回改正) 平成15年 4月 1日より施行する。 (第5回改正) 平成17年 3月 1日より施行する。 (第6回改正)平成17年10月 1日より施行する。 (第7回改正)平成18年 4月 1日より施行する。 (第8回改正) 平成19年 6月 1日より施行する。(料金表変更) (第9回改正) 平成21年 1月 1日より施行する。 (送迎実施地域の追加) (第10回改正)平成21年 1日より施行する。(料金表変更) 4 月 (第11回改正) 平成24年 1日より施行する。(料金表の追加) 7 月 (第12回改正) 平成24年 9 月 1日より施行する。(料金表変更) (第13回改正) 平成26年 1月10日より施行する。(送迎区域変更) (第14回改正) 平成26年 4 月 1日より施行する。(料金表変更) 1日より施行する。(料金表変更) (第15回改正) 平成27年 4 月 (第16回改正) 平成29年 1日より施行する。(定員変更) 2 月 (第17回改正) 平成30年 1日より施行する。(料金表変更) 4 月 1日より施行する。(料金表変更) (第18回改正) 平成30年 8月 1日より施行する。(管理者変更) (第19回改正)平成31年 4月 (第20回改正)令和元年 10月 1日より施行する。(料金表変更) (第21回改正)令和3年 4月 1日より施行する。 (非常用災害対策の変更・感染症対策の追加 ・虐待防止対策の追加・料金表変更) 9月 1日より施行する。(料金表変更) (第22回改正)令和3年 (第23回改正) 令和4年 10月 1日より施行する。(料金表変更) (第24回改正)令和5年 4月 1日より施行する。(定員変更) (第25回改正) 令和6年 4月 1日より施行する。 (生産性向上に対する取組追加・料金表変更)